

## 一般国道474号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）

## 環境影響評価準備書に関する市長意見

## I 全般的事項

- 1 準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、一般国道474号三遠南信自動車道における他区間の現状や現地調査の結果、専門家の指導及び助言を踏まえた上で科学的に再検討し、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）において修正し、詳細に記載すること。
- 2 事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 3 追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。
- 4 改変箇所が対象事業実施区域外に及ぶことが明らかになった場合には、速やかに事業変更届を提出し、適切に追加の事後調査や環境保全措置を実施すること。
- 5 事業計画、工事中の状況及び施設の維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

## II 個別事項

## 1 水質

- (1) 降雨時の濁水及び工事中の排水等により河川の水質への影響が生じないように、河川の状況を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。
- (2) pH及びSSの自主管理基準値について、評価書に具体的に記載するとともに、事後調査の計画についても可能な限り具体的に記載すること。

## 2 動物・生態系

対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動物について、生息・生育地が改変による影響を受けるおそれがあることが判明した場合には、回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 3 地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲には、地すべり防止区域等の土砂災害の危険性がある場所が存在しているため、十分に考慮して道路計画や施工方法について検討し、その内容を評価書に記載すること。

## 4 廃棄物等

事業の実施に伴い発生する残土について、発生の抑制に努めるとともに、最終処分及び再生利用の計画を評価書において可能な限り明確にすること。